

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第85号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年10月2日 04時20分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加部島東岸 加部島港加部島防波堤東灯台から真方位322° 430m付近 (概位 北緯33° 33.6′ 東経129° 53.3′)
事故等調査の経過	平成24年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 新力 ^{しんりき} 5、199トン
船舶番号、船舶所有者等	133037、不動海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材約600tを積載し、船首約2.4m、船尾約3.4mの喫水により、船長が単独で船橋当直に就き、唐津市土器崎南南西方沖を約9.1ノットの速力、真方位約245°の針路で航行中、船長が居眠りに陥り、予定変針場所を通過して加部島東岸の岩場に向けて航行し、平成24年10月2日04時20分ごろ同岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、昇橋前に仮眠をとっていたものの、眠りが浅く、少し眠気を感じていたが、コーヒーを飲んだり、10分ほど前直者と話をしたりしたので眠気は覚めた。</p> <p>船長は、その後、周囲に他船が見当たらず、航行に慣れた海域であり、予定変針場所まで約4海里あることから気が緩み、再び眠気を感じるようになったが、背もたれ付きの椅子に腰を掛けて船橋当直を行っていた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 3</p> <p>海象：潮汐 低潮時</p>
その他の事項	本船は、約5分ごとに警報が鳴る居眠り防止装置を設置していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、土器崎南南西方沖を南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して加部島東岸の岩場

	<p>に向けて航行し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠不足の状態であったこと、及び航行に慣れた海域で周囲に他船がいなかったことから、気が緩んで居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>本船は、約5分ごとに警報が吹鳴する居眠り防止装置を設置していたが、船長の動きに反応して警報が止まり、次の警報が吹鳴するまでの間に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、土器埼南南西方沖を南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して加部島東岸の岩場に向けて航行し、同岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本船は、本事故後、船橋の椅子を撤去するとともに、本事故発生場所周辺海域を航行する際は、乗揚の虞の少ない唐津市小川島及び加唐島の北方沖を通ることにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、眠気を感じたときには、椅子に腰を掛けず、操舵室内を移動したり、外気に当たったりして眠気を解消すること。